

宮古島市観光危機管理計画策定支援業務委託 仕様書

I. 業務概要

1. 委託業務名

宮古島市観光危機管理計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

本業務では、本市のリーディング産業である観光産業に悪影響を与える台風・津波・感染症、船舶事故等の観光危機に関し、基本的な対応方針を定めることを目的として実施する。想定される観光危機に対し減災対策や発生時の対応、帰宅困難者支援、風評被害対策、早期復興等を迅速に実施できる体制を構築・整備する。安心・安全な観光地としてより魅力的な観光ブランドを構築することを目指し、次の内容を実施する。

3. 基本条件

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 計画期間 | 令和7年度～（計画策定後の諸状況に応じて見直しを検討。） |
| (2) 策定期間 | 令和6年度 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日～令和7年3月31日 |
| (4) 事業費限度額 | 13,321,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (5) 納品場所 | 宮古島市が定める場所 |

II. 業務内容

1. 計画策定に向けた文献等既往調査・分析

- (1) 本計画の位置づけの整理・確認
 - ・国の関連法令や主要な計画、沖縄県関連計画や各種条例、本市の地域防災計画などの関連計画や各種条例等の確認・整理
- (2) 観光客の安全性を担保するための実効性検証・課題抽出
 - ・本市における観光関連産業の現況把握
 - ・観光事業者及び観光関連団体等への観光危機に関するヒアリング
 - ・本市における観光危機管理の課題整理・分析

2. 観光危機管理計画（案）の作成

観光危機管理計画（案）を作成する。また、庁内委員会や策定委員会の意見、本市及び市内関係者等による意見交換の結果を反映した修正を順次行い、最終案までの策定支援を行う。想定される主な内容は次の通りである。

- (1) 観光危機管理体制
- (2) 平時の減災対策方針（観光危機管理対応訓練の企画等を含む）
- (3) 危機対応への準備方針
- (4) 危機への対応方針
- (5) 危機からの回復方針
- (6) 各種様式の作成

3. 各種委員会運営補助

- (1) 庁内委員会及び策定委員会運営補助、資料作成、議事録作成などの運営補助
- (2) パブリックコメントの実施にかかる支援

4. 打合せ協議

- (1) 対面による業務実施の打ち合わせを 5 回程度実施
- (2) その他、オンライン等を用いた打ち合わせ等を必要に応じて実施

Ⅲ. 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとする。

- (1) 宮古島市観光危機管理計画書本編：50 部
- (2) 宮古島市観光危機管理計画書概要版：300 部
- (3) 報告書：1 部
- (4) 成果品電子データ